

第9回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年3月5日（火）午後1時20分から午後2時38分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 171会議室

3 出席委員（21人）

1番	清水 静枝	4番	浦恩城 由子
5番	佐藤 勲	6番	寺崎 正親
7番	今井 隆	8番	須田 直子
9番	大野 俊彦	10番	信澤 健治
11番	中沢 幸子	12番	山田 孝夫
13番	天田 晃	14番	戸塚 英子
15番	塚越 勤	17番	石川 大輔
18番	川野 健一	19番	福田 敬一
20番	西山 康雄	21番	反保 勉
22番	飯野 利貞	23番	新井 元
24番	設楽 明志		

4 欠席委員（4人）

2番	中村 滋	3番	箱田 裕史
16番	永井 保伸	25番	金井 政明

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八木 秀明
局長補佐	河野 一則
局長補佐	荒木 聡
係長	羽鳥 大樹
主任主事	清水 賢太郎
主任主事	岩井 道裕
主任主事	引田 めぐみ
主任主事	安藤 優太

6 職務のため出席した農林課職員

主任主事	佐藤 裕徳
------	-------

7 議事日程及び付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
- 日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について
- 日程第3 議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第6号 農地法関係公売農地の買受適格証明願について
- 日程第8 議案第7号 農地法関係非農地判断について
- 日程第9 議案第8号 高崎市農用地利用集積計画の決定について
- 日程第10 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第11 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について
- 日程第12 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第13 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1 時 2 0 分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 皆さん、こんにちは。定刻前ではございますが、皆さん、おそろいですので、第9回農業委員会総会のほう始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

会長、お願いします。

○会長（今井 隆） （挨拶）

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後、議事進行につきましては、今井会長にお願いしたいと思います。

会長、お願いします。

○会長 それでは、ただいまから第9回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は4名の委員さんが欠席とのことでございます。議席番号2番中村滋委員、議席番号3番箱田裕史委員、議席番号16番永井保伸委員、議席番号25番金井政明委員の4名の方が欠席との報告がございました。委員の出席状況は、全員25名のところ21名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立といたします。

以上、諸般の報告を終わりました、次に、議事録署名委員の指名及び書記の任命を行います。

議事録署名委員を私のほうから指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、議席番号9番、大野俊彦委員及び18番、川野健一委員の両名を指名いたします。また、書記の任命には事務局の安藤主任主事を任命いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事進行させていただきます。

発言される場合、皆さん、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速議案のほうへ入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては農地法第3条許可、契約の内容は売買でございまして、令和5年10月5日許可、高農委指令第100号でございました。取消しの理由につきましては、譲受人の

都合により息子名義で許可を取り直したいためとのこととございます。なお、許可取消し後の3条許可申請、議案書10ページ、議案第3号ナンバー16が提出されております。

以上、農地法関係許可取消願は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま許可取消願の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑等お受けいたします。

異議がなければ承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容は農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は露天駐車場でございます。令和4年3月22日許可、高農委指令第1832号でございました。こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間でございました。変更の理由は、事業者が変更になったためとのこととございます。変更後の計画につきましては、契約内容は賃貸借、転用目的は露天駐車場でございます。こちら一時転用の申請でございまして、転用期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日の3年間の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、計画変更後の5条許可申請、議案書18ページ、議案第5号ナンバー18が提出されております。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は不明、転用目的は一般住宅でございます。昭和59年2月20日許可、群馬県指令西農第2804号でございました。変更の理由につきましては、建築計画がなくなったためとのこととございます。変更後の計画につきましては、契約の内容は売買、転用目的は店舗でございます。なお、関連案件といたしまして、計画変更後の5条許可申請、議案書25ページ、議案第5号ナンバー45が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請につきましては2件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局のほうから許可後の計画変更の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。

質問等ございましたら、お願いいたします。

このナンバー2は、大分前に許可取ったようではございますけれども。どうでしょう、皆さんからご質問等

なければ承認しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

それでは、続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は売買、共同相続で取得した農地の持分を買い受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は売買、以前より借り受けて耕作している申請地を買い受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は贈与、以前より借り受けて耕作している申請地を譲り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は売買、農業経営の規模拡大を図るため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は贈与、農業経営の円滑化を図るため申請地を母より譲り受けて耕作したいとい

う同一世帯の申請でございます。

13番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

14番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

15番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

16番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。なお、さきにご審議いただきました許可取消願、議案書3ページ、議案第1号ナンバー1が関連案件でございます。

17番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

18番 契約内容は売買、隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

19番 契約内容は地役権の設定、申請地に埋設している発電所導水路の権利保全のため地役権を設定したいという申請でございます。

20番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請は20件でございます。なお、この20件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局のほうから3条申請、20件の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さん、質問等ございましたら、よろしくお願い申し上げます。

○20番西山委員 では、1ついいですか。

○会長 はい、お願いいたします。

○20番西山委員 20番の西山ですけれども、ちょっと確認なのですけれども、通作距離があると思いますが、何を作るか聞いていらっしゃいますか。

○会長 それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局 こちらの譲受法人さんにつきましては、主にキャベツの栽培をされている農家さんとして、申請の理由としましては、地元でキャベツを植え始めるときに標高が高くて気温が低いので霜の被害ですとか、とう立ちをしてしまうというのですか、ということで少し標高が低くて気温が高いと

ころで苗をある程度の大きさまで育てて地元に植え替えるというような内容を確認しています。

○会長 西山委員、そのような説明ですけれども、どうですか。

○20番西山委員 いいです。いいですけれども。

○会長 いいのですか。

○20番西山委員 はい。最近では標高が高くても、家の近くにハウスを建てて、結構ハウスで育苗している人が多いのです。そして予冷库に入れておいて、段階的に植えていくというのが多くなってきました。今では、あまり聞かなくなったので、ちょっと確認させてもらいました。

○会長 ほかに質問ございましたら。

ちょっと私のほうから、この13番の譲受人のところに貸付地51アールとあるのですけれども、これは、利用権は、何年の利用権設定してあるのですか。

○事務局 こちらが利用権で10年間の使用貸借になっております。

○会長 本人が農業経営拡大のため申請地を買い受けてなんて、こういう説明、理由があるので、では、それまでは、貸し付けるときはあんまり農業経営をやっていなかったときですか、これは。

○事務局 今回の契約自体は令和4年に開始にはなっているのですけれども、恐らくその前から契約自体は入っていて、令和4年4月に1度更新をされて引き続きやられるというような形かと思われます。

○会長 では、令和4年から10年。では、まだ随分先だ、もしお互いに合意解約しても。

○事務局 そうです。

○会長 ほかに皆さんのほうから何かございますでしょうか。

異議がなければ許可としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

それでは、続きまして議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 現在の母屋を増築するに当たり農地に越境していることが判明したため是正したいという分家住宅の申請でございまして、宅地353.88平米と一体利用の申請でございます。

2番 住宅の老朽化に伴い申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

3番 農業用施設として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため

是正したいという農業用施設の申請でございます。

4番 庭用地及び通路用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地及び通路用地の申請でございます。宅地1,637.59平米と一体利用の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請は4件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局のほうから4条の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

○全員 なし。

○会長 それでは、許可相当としてもよろしいかお伺いいたします。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

それでは、続きまして、議案第5号に移ります。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、林業を営んでいるが申請地を買い受けて植林したいという植林用地の申請でございます。転用済みの畑2,103平米と一体利用の計画でございます。

2番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は使用貸借、現在の住まいが手狭なため申請地を叔父より借り受けて新たに住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約の内容は使用貸借、現在の住まいが老朽化しているため申請地を妻より借り受けて新たに住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。宅地352.75平米と一体利用の計画でございます。

6番 契約の内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約の内容は売買、駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場の申請でございます。

8番 契約の内容は売買、介護事業を営んでいるが申請地を買い受けて有料老人ホーム及び老人デイサービスセンターを建築したいという介護施設の申請でございます。なお、次のナンバー9が同一事業の関連案件でございます。

9番 契約の内容は賃貸借、介護施設の開設に伴い従業員用の駐車場として申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、さきのナンバー8が同一事業の関連案件でございます。

10番 契約の内容は売買、建設業を営んでいるが資材置場が不足しているため本社に近接する申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

11番 契約の内容は贈与、隣地を測量した結果、越境していたことが判明したため申請地を譲り受けて使用したいという庭用地の申請でございます。宅地463.93平米と一体利用の計画でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、新居に隣接する申請地を買い受けて露天駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。

15番 契約の内容は賃貸借、梱包資材販売業を営んでいるが従業員用駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

16番 契約の内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約の内容は賃貸借、申請地近隣で工事を請け負っているが従業員用駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。転用済みの田1,880平米と一体利用の計画でございます。こちら一時転用の申請でございます。転用期間は、令和6年3月22日から令和9年3月21日までの3年間の申請でございます。

18番 契約の内容は賃貸借、申請地近隣で工事を請け負っているが、工事車両及び従業員用駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちら一時転用の申請でございます。転用期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました計画変更

申請、議案書5ページ、議案第2号ナンバー1が提出されております。

19番 契約の内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、転用済みの畑179平米と一体利用の計画でございします。

20番 契約の内容は売買、結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございします。

21番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございします。こちら用途指定区分がございまして、第1種低層住居専用地域でございします。

22番 契約内容は使用貸借、住宅設備業を営んでいるが申請地を借り受けて露天駐車場及び露天資材置場として使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございします。

23番 契約内容は使用貸借、申請地を借り受けて、みさと芝桜まつり期間中の出店者用仮設駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございします。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は、令和6年4月1日から令和6年5月31日までの2か月間でございします。

24番 契約内容は賃貸借、産業廃棄物処理業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございします。

25番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございします。なお、次のナンバー26が一体利用地の関連案件でございします。

26番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございします。また、さきのナンバー25が一体利用地の関連案件でございします。

27番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございします。

28番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございします。

29番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございします。

30番 契約内容は賃貸借、自動車修理業及び自動車リース業を営んでいるが車両置場が不足しているため、本社に隣接する申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございします。

31番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございします。

32番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を祖母より借り受けて住

宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

33番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

34番 契約内容は売買、生活の利便性向上のため申請地を買い受けて使用したいという住宅の敷地拡張の申請ございまして、宅地395.94平米と一体利用の計画でございます。

35番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

36番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

37番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

38番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を祖母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

39番 契約内容は賃貸借、近隣で工場建設工事を請け負っているが工事車両の増加に伴い駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請ございまして、雑種地909平米と一体利用の計画でございます。なお、こちらは一時転用の申請ございまして、転用期間は、令和6年3月22日から令和7年7月31日までの約1年4か月の申請でございます。

40番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

41番 こちらは取下げでお願いいたします。申請代理人より取下願が提出されたため、41番は取下げでお願いいたします。

42番 契約内容は売買、現在の住まいが老朽化しているため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

43番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

44番 契約内容は賃貸借、豚舎として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございます。

45番 契約内容は売買、弁当製造宅配事業を営んでいるが申請地を買い受けて店舗を建築したいという店舗の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書5ページ、議案第2号ナンバー2が提出されております。

46番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

47番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は、令和6年3月23日から令和9年3月22日までの3年間の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請は、取下げ1件を除く、46件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま5条、47件。この中で41番が代理人から取下げという報告がございましたので、41番を除きまして、これより審議に入ります。質疑をお受けいたします。

○20番西山委員 では、また、いいですか。

○会長 はい。

○20番西山委員 20番の西山ですけれども、1番にちょっとお聞きしたいのですけれども、この畑は荒れているのですか。

○会長 事務局、説明をお願いします。

○事務局 こちらの申請地は、今の状態ではミカンが植わっているような状態でした。荒れているという感じではなかったです。

○会長 それで、今回クヌギを植えるらしい。杉だとか、そういうのではなくて。ミカンが植わっていて、あとはクヌギ植えて、まきだとか。よく、今まきストーブ、はやりではないですか。その材料ですか、まきにすのかな。

○20番西山委員 隣接する農地に支障はないですか。

○会長 はい、それが一番問題になるのだね。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 周りの農地には特に影響がないというふうに思われます。ちょっと坂になっているところで、今もミカンが植わっている状態というところもありますし、ほかのところは、譲受人が所有している農地と、あとはちょっと荒れてしまっているというのですか、何か植物が植わっているというよりは、少し荒れているような感じが見受けられるのが周辺の状況でございました。

○事務局 あと、一応補足の説明になるのですけれども、西山委員さんと会長が心配していたその周辺農地への影響ということですが、既に転用済みの畑と一体的に使うということで問題はないと見込んでいます。

○20番西山委員 別に問題はないのだけれども、例えば自分の土地に植林をしたときってなれば、例えば赤判定をしてもらったりとか、それから、その次の手続をしてではないと農地から外せないとかというのは非常になかなか難しいと思うのだけれども。これで言えば、売買しました、はい、植林用地ですって簡単に許可できるわけでしょう、これは売買で。

○事務局 そうですね。

○20番西山委員 だから、これは非常に、例えば、では、うちのほうでちょっと山林に近い畑があっ

たとして、誰かに買ってもらって山にしないとかってすれば、簡単に許可できるわけでしょう。非常に、普通で、自分のものだったら荒らさないようにとか、いろいろな手順を踏まなければ山林にできないけれども。

○事務局 西山委員さんの指摘している、その農地、田んぼ、畑を山、植林用地として使うという転用の申請が出てきた際に、事務局として確認しているところが、この今回で言うと譲受人さん、この方が林業事業を仕事をしているか否かというのは見させていただいています。この譲受人さんの法人登記にもしっかりと「林業」というふうに明記しておりまして、あと今井会長が冒頭に話していたのですけれども、まきストーブ、この木材を燃料として使う。実際、現地にも転がっていたのかな。

○事務局 しっかり積まれていて、かなりの量が置いてあるという状態でした。

○事務局 そうですね。なので、誰でも植林用地に転用できるわけではなく、用途。要はどういった理由で植林用地が必要なのかといった理由づけが必要になってくるといったところです。

○20番西山委員 なるほど。

○事務局 荒れているから植林用地に転用するというのはできません。

○20番西山委員 そうだよな。

○事務局 はい。林業、やはり木材を何かの燃料だったり、建築資材だったり、そういったものに活用するという以外には。農業であれば特用林産物、キノコ系ですか。植林用地として自分の持っている農地を転用するというのが大多数だと思います。

以上です。

○会長 その職種によって違うということ。

○事務局 そうですね。

○会長 その部門、部門のね。

○事務局 はい。

○会長 ある程度、納得しましたか。

○20番西山委員 いいよ、いいよ。

○会長 大丈夫ですか。

○20番西山委員 はい。

○会長 あとは、ちょっと聞きたいのだけれども、25番のこの宅地分譲があるけれども、このすぐ隣、これも田になるのか、ここは。田だね。これは、所有者は、この譲渡人とは違う所有者なのか。

○事務局 違う方です。それで、この所有者の方が、東京にお住まいの方で耕作できないので、譲受人は書面で事業の概要を説明をさせていただいて、何かあれば連絡をくださいということでお伝えをさせていただいていると伺っております。

○会長 本人が耕作できなくて、誰かが。

○事務局 ちょっとそこまで確認ができていないのですけれども。

○会長 もし違う人が耕作しているのだったら、その人の同意というか、それが必要になるのではな
いかなとは思っただけけれども。その後のトラブルでもあっては困るし。

○事務局 一応この場所の北側の筆の貸し借りの状況については確認をします。

○会長 そうね、しておいたほうがいい。多分この所有者は自分で耕作できないから、ここが除外に
なれば、また引き続き、その隣、そういう考えもあるのだろうけれども。

ほかに皆さんのほうから何かご質問等ございましたら、お願いいたします。

この中でナンバー25と26並びに39、これは3,000平米以上になっておりますので、これは許可相当
として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するのですけれども。それ以外のもので何か皆さん
からご質問等なければ。いいですか、質問ありませんか。

○全員 なし。

○会長 そうすれば、では、皆さんお聞きいたします。ナンバー25及びナンバー26並びにナンバー31に
ついては、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

そのほかの案件についてはどうでしょうか、問題はないでしょうか。

なければ、ほかの議案も、申請議案、許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい。

5号が終わりましたので、それでは、続きまして議案第6号に移ります。

議案第6号 農地法関係公売農地の買受適格証明願について。

農地法関係公売農地の買受適格証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第6号 農地法関係公売農地の買受適格証明願について。

1番 公売期日でございますが、令和6年3月15日の予定でございます。申請人は、前橋市内に
本社を置き、印刷業を営んでおります。取得後の目的は、社屋、工場でございまして、農地法第5
条第1項第6号の規定による届出に基づく公売適格証明でございます。

以上、農地法関係公売農地の買受適格証明願については1件でございます。ご審議のほどよろし
くお願いいたします。

○会長 ただいま公売農地の買受適格証明願の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。質疑等ございましたら、お願いいたします。

ここは農地種別が3種です。どうですか、別にこれといって疑問な点、問題点なければ証明する

ことといたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明することといたします。

続きまして、議案第7号に移ります。

議案第7号 農地法関係非農地判断について。

農地法第30条の規定に基づく利用状況調査に伴い、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの非農地判断について、次のとおり審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第7号 農地法関係非農地判断について。

農地法第30条の規定による利用状況調査に伴う非農地判断について。

1番 現況地目、山林となります。非農地としての理由でございますが、森林の様相を呈しているなど、農地に復元することが著しく困難なためでございます。

その他、ナンバー20まで現況地目及び非農地としての理由は同様になりますので、説明は省略させていただきます。

なお、今回の非農地判断は、農地法第30条の規定による利用状況調査の結果、B判定と判断された農地について、国の運用通知に基づき箕郷地区を重点地区として面的に非農地判断を行うものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま非農地判断ということで説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けいたします。

どうでしょうか、異議ございませんでしょうか。皆さんのほうから異議等なければ、非農地として判断しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、判断とすることといたします。

それでは、続きまして、議案第8号に移ります。

議案第8号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

高崎市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条による決定の依頼が、別紙のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第8号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

農林課、佐藤です。議案、農用地利用集積計画について、ご説明させていただきます。

別紙でお配りしているA4横の冊子、高崎市農用地利用集積計画とA4横の薄い冊子、高崎市農用地利用集積計画総括表及び営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧をご用意ください。

利用権設定促進事業は、市町村が権利の設定、移転計画等をまとめた農用地利用集積計画を策定し、農業委員会の決定を経て公告することにより、農地の売買、貸借等を行うことのできる事業です。今回の利用集積計画は、令和6年4月1日公告予定の農用地利用集積計画となります。

それでは、薄い冊子、高崎市農用地利用集積計画総括表を御覧いただき、表紙を1枚おめくりください。まず、利用権の設定を受ける者は146名、利用権を設定する者は355名、利用権が設定される面積は、地目、田の通年が447筆、面積が49万3,332平米、地目、田の期間借地が53筆、面積が8万8,928平米、地目、畑が203筆、面積が28万2,136平米、合計で703筆、面積が86万4,396平米となっております。

そのうち使用貸借で設定された筆数は469筆、割合は66.7%です。農地中間管理事業で設定された筆数は128筆、割合は18.2%となっております。

続いて、総括表2ページ目を御覧ください。貸借期間別に見ますと、3年未満の農用地についてですが、地目、田が48筆、面積が6万6,664平米、地目、畑が32筆、面積が4万9,065平米、3年から6年未満の農用地についてですが、地目、田が310筆、面積が37万7,859平米、地目、畑が153筆、面積が19万7,805平米、6年から10年未満の農用地についてですが、地目、田が8筆、面積が7,799平米、地目、畑が4筆、面積が5,333平米、10年以上の農用地についてですが、地目、田が134筆、面積が12万9,938平米、地目、畑が14筆、面積が2万9,933平米となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ただいま農用地利用集積計画の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

この集積計画の中で利用権の期間ですか、3年未満という方もおられるようではございますけれども、これはやっぱり3年未満というのはあれですか、新規就農者とか、まだ経営にちょっと自信がないという方が多いのですか、これは。

○事務局 全ての理由は分からないのですけれども、よくあるのは、地権者のほうが、短い年数で回転させたいというのが大きく1つと、2つ目が、耕作者の人が自分が借りているところを、終わる時期をそろえたいというので管理しやすいようにしたいときがあって、これは3年未満のところが多いです。なので、新規就農の人もしかたに3年とか、初めてなので3年とか5年というのが多いです。というのが回答になります。

○会長 そうですか。はい、分かりました。

どうですか、皆さんのほうから質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

質問もないようですので、それでは、異議がなければ、これで決定してもよいかと伺います。よろ

しいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、決定することといたします。

それでは、議案のほうも終わりましたので、ここで報告事項に入ってよろしいでしょうか。いいですか。

○全員 はい。

報告事項、第1号から第4号まで。

それでは、事務局、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種中高層住居専用地域、ほか4件、合計5件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は使用貸借、転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種低層住居専用地域、ほか19件、合計20件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか7件、合計8件の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらは、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。4条が6件、5条が56件、合計62件につきまして、他法令の確認も取れましたので、令和6年2月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は、以上でございます。

○会長 報告事項が終わりましたので、次、その他ということになるのですけれども、事務局のほうから何かございましたらお願いいたします。

お願いします。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、なさそうなので、以上をもちまして、第9回農業委員会総会を終了といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 2時38分 閉会